

第 2 3 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成20年2月5日（火）

16：00～17：51

場所：合同庁舎第4号館 4階 共用第2特別会議室

赤井室長 お待たせいたしました。ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第23回総合部会を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の室長をしております赤井でございます。よろしく願いいたします。会議の冒頭のみ、私の方で司会進行をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、20名のうち13名の委員の御出席をいただいております。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

本部会に所属する委員、専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条によりまして、渡委員長より、資料1「総合部会委員名簿」にございますとおり、御指名をいただいているところでございます。

また、部会長につきましては、同じく渡委員長より、山内委員が御指名を受けられております。

それでは、部会のメンバーについて、部会長、委員、専門委員の順に、それぞれ五十音順で御紹介させていただきます。

山内弘隆部会長でございます。

高橋良和委員でございます。

野田由美子委員でございます。

宮本和明委員でございます。

伊藤宏治専門委員でございます。

伊藤源記専門委員でございます。

伊藤陽子専門委員でございます。

小幡純子専門委員でございます。

小林麻理専門委員でございます。

中島眞百美専門委員でございます。

松本俊彦専門委員でございます。

美原融専門委員でございます。

野城智也専門委員でございます。

このほか、本日は所用で御欠席でございますが、碓井光明委員、重川希志依委員、浜矩子委員、前田博委員、土屋雅裕専門委員、三井清専門委員、光多長温専門委員に御就任をいただいております。

それでは、以後の議事につきましては、山内部会長にお願いしたいと思います。

山内部会長 どうも皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先ほど御紹介がありましたように、部会長ということで御指名を受けました。御協力どうぞよろしくお願いいたします。

議事をすぐ始めるわけですが、その前に、本部会の議事の公開について確認させていただきたいと思います。

会議は原則非公開とさせていただきますが、議事の内容につきましては、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び6条の規定によりまして、議事概要、それから議事録を発言者名なしで公表させていただきますが、よろしゅうございますか。よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の議事ですが、部会長代理の指名ということでございます。これも、民間資金等活用事業推進委員会令の第4条第4項、ここに「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされております。これに従いまして、私の方から部会長代理を指名させていただこうと思っております。

本部会の部会長代理は、今日欠席でいらっしゃるけれども、前田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の議事ですが、「PFI推進委員会報告 真の意味の官民パートナーシップ(官民連携)実現に向けて」等についてに移りたいと思います。

それから、今日は委員改選後の初めての会合ということでありますので、まずは事務局から、PFIの現状、それから、さきの委員会で取りまとめられました委員会報告等について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、先に資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料をごらんください。

上から順に、議事次第の1枚紙、座席表の1枚紙、それと、資料1としまして「総合部会委員名簿」、資料2といたしまして「PFI事業の現況等について」の資料、資料3「PFI推進委員会報告(概要)」のカラーのもの、資料4は「PFI推進委員会報告」の冊子でございます。資料5といたしまして「総務省『PFI事業に関する政策評価』について」、資料6「PFI推進委員会総合部会における今後の審議の進め方について(案)」。参考資料1といたしまして法律の抜粋、参考資料2は委員会令の抜粋、参考資料3としまして本委員会の議事規則でございます。参考資料4は、前回、第22回総合部会の議事録の、これは未定稿でございますので、また別途事務局より確認させていただきたいと存じます。参考資料5といたしまして「PFI事業に関する政策評価書(要旨)」、参考資料6は「総務省政策評価書中の『勧告』に対する今後の措置予定(案)」、最後に、参考資料7といたしまして「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」という資料でございます。

過不足等ございませんでしょうか。もし何かございましたら、事務局の方までお申しつけください。

事務局 それでは、私の方から簡単に御説明をさせていただきます。

今日は、部会長の方から、本日の皆様方は大変よく御案内の先生方ばかりですので、できるだけ簡潔にご説明せよとのご下命でございます。現況等につきましてはごく簡単に御説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料2の方をごらんくださいませ。お手元にございますか。

お手元、開いていただきまして2ページですが、昨年末現在で295事業が実施方針が公表されております。そのうちの半数以上の165が、既に運営段階に入っておるということでございます。

次に、3ページでございまして、全く空白県というのは、青森、群馬、奈良、和歌山、鳥取、宮崎の6県しかございませぬ。

それから、4ページでございまして、着実に進捗してございまして、いわゆる公共負担の経費ということで見ますと、大体2兆4,914億円という規模になっておるということでございます。

5ページ、運営段階に着実に移行しておるということでございます。

6ページ、V F Mという観点で見た導入実績を見ますと、累積で5,738億円のV F Mが出ておるということでございます。

7ページ、事業者選定方式ですが、私どもが把握している限りでは、総合評価で行っていない、価格だけのものというのは1件もございませぬ。内訳で言いますと、最近では総合評価一般競争入札というのが7割弱という状況でございます。

それから、8ページ、管理者別ということで見ます、公共団体が全体の7割5分を占めておるということで、メインのプレーヤーは地方公共団体ということでございます。

事業費の回収方法ということで見ますと、いわゆるサービス購入型というのが65%ということございます。

次、10ページでございまして、施設の所有形態ということで言いますと、英国ではB O Tが一般ということでございまして、我が国ではB T Oが7割弱ということございまして。

11ページでございまして、事業期間別の事業数ということで見ますと、17年といったあたりと22年といったあたりに大きな山があるということでございまして。

次に、12ページでございまして、事業費の分布ということで見ますと、我が国の場合、50億円未満のどちらかという規模の小さい事業というのがほぼ半数を占めておるということでございまして。ただ、最近では1,000億円超の事業も出現しつつあるという状況でございまして。

13ページは、これは、運営重視型P F I事業の取組みの一例として、御案内の美祿の社会復帰促進センター整備事業について御紹介しているものでございまして。

次、14ページ以降でございまして、これは、関係省庁連絡会議幹事会申合せの概要ということで資料をつけてございまして。16ページまで、その資料でございまして。

17ページでございまして、昨年6月におまとめいただきました「V F Mに関するガイドラインの一部改定及びその解説」についてお示ししてございまして。

18ページでございまして、同じく6月にまとめていただきました事業実施プロセスに関するガイドライン、こちらについてまとめてございまして。

19ページでございますけれども、指定管理者制度、市場化テスト、PFI制度、官民連携手法、さまざまあるわけでございますが、そういったものを所掌しております関係省庁の連絡協議会について御紹介しているところでございます。

20ページ以降でございますけれども、私ども情報発信機能を強化せよという御下命をいただいているわけでございますが、そのうちの一つとしてアニュアルレポートというものを作成をいたしました。それから、去年の例でいきますと、3月8日に経団連ホールでセミナーを実施したということ。それから、22ページに参りまして、これは発注者、公共施設等の管理者等を中心にしてということでございますが、運営段階におけるさまざまな課題を中心として、助言・指導等に関するセミナーを実施したということでございます。

それから、当然、PFI/PPP、英国等を初めとした国々で盛んに行われておりまして、そういったところといろいろとノウハウを共有していく、情報交換をしていくということも極めて重要な課題ではないかという認識のもとに、私ども、去年の3月以降、インターネットで情報交換の会合を開かせていただきました。その概要ということで、23、24、25ページと続いているところでございます。

以上、ごく簡単でございますが、現況の説明をさせていただきます。

次に、昨年11月9日に至るまでの間、総合部会の中でいろいろと御審議していただいて、おまとめいただいた推進委員会の報告について簡潔に御報告申し上げます。資料3の方がポンチ絵になってございますので、こちらで簡潔に御説明させていただければと思います。

よく御案内のことと思えますけれども、私ども、地方公共団体等に対してはアンケート、それから一般の国民の皆様方についてはパブリックコメント、そして、特に経済団体等につきましては、直接お越しいたいてヒアリングという形で、実際の現場の声をいろいろと集約したわけでございます。そうしたところ、民間の皆様方からは、実際の事業の進捗というものを見ると、本来、PFI/PPP、官と民が対等な立場で連携をしていくということがその趣旨であるわけでございますが、なかなか実際にはそうっていない、官が強いという御不満をいただいたわけでございます。一方、公共施設等の管理者等、公の方から見ますと、なかなかPFIというのは手間がかかって使いやすい手法になっていないので、敬遠をしているようなところもあるというような御指摘をいただきました。

こういった御指摘を踏まえまして、おおむね3つの方向性をお示しいただいたわけでございます。第1が、特に民間の方から御指摘いただいております、対等なパートナーシップの実現のための速やかな環境の整備ということでございます。それから、これは公の方から御指摘いただいたところを中心でございますけれども、標準化・グッドプラクティスその他、ノウハウの共有ということによりまして、より使いやすいような制度に改善していくということでございます。それから、3番目、これは前回の推進委員会でも、なかなか実態としては非常に難しいのではないかという御指摘もいただいたところでございますけれども、私ども、先ほど御紹介いたしましたとおり、関係省庁連絡会議幹事会申合せ、それからガイドラインの改定等、さまざまな新しい規範を作成ないしはつくっていただい

ているところがございますが、こういったものがなかなか現場に浸透していないというところがございます。これはなかなか難しいところがあるわけがございますけれども、私どもは、私どものできる限りで強かに普及啓発をやっていきたいと考えているところがございます。

以上、大きな3つの方向をお示ししていただいた上で、課題を15に整理していただきました。この課題を更に2つに分けていただきまして、「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」というものと、なかなかすぐには結論が出ない、むしろじっくりと御検討していただいた方がいいような課題ということで、「継続的に検討すべき課題」ということで2つに分けていただいたわけがございます。このうち、後ほど申し上げますけれども、重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題につきましては、前回の推進委員会の方で、半年ぐらいたを目途にアウトプットを出すようにというような御指示をいただいたところがございます。

そこで、まず、この「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。大きく分けて4つほどのカテゴリーがございます。1つは、冒頭、民間の皆様方から、実際の事業の進捗のプロセスを見ますというような御指摘をいただいていることを申し上げました。こういった個別具体の事業のプロセスに分けて課題を整理して、それに対して一定の解をつくっていかうというのが、この個別具体のプロセスごとの課題に対するアプローチでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者、それから市場化テスト、このようなPFIと並ぶ他の官民連携手法というものが最近使われているわけがございますが、必ずしもノウハウが共有されていないというようなこと、それから、調整も、縦割りでなかなかうまくいっていないというような御指摘を本日の推進委員会の委員、それから専門委員の皆様方からも御指摘いただいたところがございます。こういったことを踏まえて、先ほども申し上げましたとおり、関係省庁の方で連絡協議会を立ち上げたわけがございます。それと併せまして、大所高所から、こういった他の制度のノウハウをいかにPFIで生かしていくかということについても、ワーキングないしは総合部会で御議論していただければと思っているわけがございます。

それから、次は地球温暖化防止への対応ということでございます。本年は京都プロトコルの取組み期間の初年でございます。もう待たなしてございますので、CO₂の削減ということにつきまして、PFI事業についても基本的に考えていく必要があるということでございます。

それから、補助金、税制等の支援措置のイコールフットィングの必要性、これは、関係省庁の御努力のおかげでかなりの程度進捗してきているわけがございますが、いまだ十分とは言えないわけがございます。こういったことについて、更なる促進を図っていくということでございます。

そこで、1番の「個別具体のプロセスごとの課題」につきましては、1枚おめくりいた

だきたいと存じます。こちらの方にごく簡単に、事業のプロセスごとに具体的にどのような課題があるか、そして、それに対してどういうアプローチを行うべきかということにつきまして取りまとめていただいた内容について触れているところでございます。大きく分けまして、入札公告の前の段階、それから、入札公告以降の入札のプロセスの段階、それから、落札が終わって、具体的に事業契約等を締結するまでの段階、それからその後の建設、それから運営、事業の終了に至る段階、大きくこの4つに分けて整理しているところでございます。

まず、入札公告の前でございますけれども、これは先般、推進委員会の方でD委員からも御指摘いただいたわけでございますが、具体的な事業の必要性であるとか、その優先順位といったようなものにつきましては、PFIの枠組みの外のところで、基本的に公共事業として行うべきかどうかというところで議論をし、本来、そこで結論を出していくべきものでございます。

そういうことでいきますと、具体的な事業のコンセプトというのは、恐らくその段階である程度固まるべきものでございますけれども、実際は、なかなかそこがそう行っていないようございまして、要求水準書をつくる段階で、なかなかそのところがはっきりせずに、民間事業者に具体的な中身を丸投げといったような事例もあるようでございます。そういったことから、今申し上げましたとおり、具体的な事業のコンセプトというのをかなり早い段階でつくっていただくというようなことを一つの提言として打ち出しているところでございます。

それから、もう一つは、要求水準書、これは発注者が、具体的な発注者の意向、それから考え方を入札参加者に示す唯一の文書であるわけでございます。したがって、アウトプット指標ではございますけれども、できる限り明確なものである必要がございますが、なかなかそうになっていないということでございます。したがって、要求水準書を具体的にどのように作成していくべきかどうかといった作成の指針というものをつくるべきではないかというものが第2の御提言でございます。

第3でございますけれども、当然、具体的な事業の入札ということになりますので、「予定価格」というものを作成していく必要があるわけでございます。この予定価格というものと要求水準書というものはリンクしているべきものでございますが、要求水準書というものがアウトプット仕様であるがゆえに、なかなかそこがそういうふうになっていない。端的にいきますと、この予定価格ではとてもできないような内容が要求水準書の中に書き込まれているということでございます。したがって、この予定価格と要求水準書を具体的にリンクさせるような何らかの仕組みが必要だというような問題意識をお示しいただきました。

これにつきましては、幾つか具体的な方策をお示しいただきまして、その第1が、まず、要求水準書の概要を、VFMを具体的に評価する段階で、つくっていきましょうということでございます。それで、要求水準書をつくって、それに従ってインプット仕様であると

ころのP S Cをつくっていく。そして、そのP S Cを踏まえて予定価格をつくっていくというようにしたらどうかというのが、一つの御提案でございました。

それから、地方公共団体におきましては、予定価格がかなりの程度公表されているようでございますけれども、当然、公表されていないところもございます。また、国の場合につきましては、会計法の縛りで、予定価格については事前には公表ができないということになっております。しかしながら、例えば参考価格ということで、上限拘束性のないような形で、具体的なターゲットとなるべき一定の金銭的な指標というものを示していくというのも一つの考え方ではないかといったことも御指摘いただきました。当面、半年間でやる作業でございますので、現行法令の中で、可能なものから逐次具体化していくべきということでございます。

次に、入札段階でございます。

こちらにつきましては幾つか御指摘いただきまして、1つは、この対話方式というものを関係省庁連絡会議幹事会申合せで平成18年の段階でお示ししているわけでございますが、なかなか現場に浸透していないというようなおしかりをいただいたところでございます。この申合せの趣旨を徹底していくということとともに、この具体的な手順につきましてガイドラインで示していきましようというような御提言をいただきました。

それから、総合評価の段階で透明性が確保されていないというような御指摘をいただきました。これにつきましては、例えば審査委員会の審査の過程が非常に不明確であるとか、専門性のある事項であるにもかかわらず、その専門的な委員の方がその評価に当たっていないというような御指摘をいただいたところでございます。これらにつきましては、先ほど御紹介いたしました昨年6月にまとめましたプロセスのガイドラインのところでは一定の具体的な方向性をお示ししているところでございますが、これがなかなか浸透していないということが一つございます。したがって、こういったことについて更なる浸透を図っていくとともに、特に民間の皆様方からは、落選したときのその理由ということをなかなかきちっと教えていただけないという御不満が強いようでございます。こういったことにつきまして、例えば英国ではデブリーフィングというものがあり、対面で、具体的にどこが悪かったかというのを発注者からいろいろと聞くことができるような仕組みがあるようでございます。こういったことを参考としながら、落選した際の具体的なその理由等についても、できるだけ透明性の確保を徹底していくべきではないかというような御提言をいただきました。

それから、具体的な提案の部分でございますけれども、やはりここにつきましては、なるべく民間の創意工夫が生かせる仕組みが必要であろうということでございます。当然、要求水準書に示された枠組みに従ってやれば一定のV F Mが出るわけでございますけれども、それ以上にV F Mが出るといったような民間事業者の提案というものをやはり評価すべきであろうということで、英国ではこれを評価する一つの仕組みとして、ヴァリアントビッドという仕組みがあるようでございます。こういったものを参考にして、より民間の

創意工夫が生かせる仕組みを検討していくべきではないかということも御提言いただきました。

次に、落札が終わって、契約を結ぶまでの段階でございます。

こちらにつきましては、先ほど、公共施設等の管理者等からの御指摘ということでお話し申し上げましたけれども、標準契約書モデルとその解説をつくるべきではないかという御提言をいただきました。これは、ただ単に標準契約書というものをつくるということではなくて、どうしてそういった契約の条項が必要となるかといった、その具体的な背景となる考え、更には留意事項もあわせてまとめまして、いわゆる発注者の皆様方が、それぞれの現場の状況に応じて応用動作ができるようなものをつくるべきだというような御指摘でございます。したがって、タイトルも「標準契約書モデル及びその解説」としていただいているところでございます。

次に、運営段階の課題等々でございます。

御案内のとおり、過半数が既に運営段階に入ったわけでございますが、半数以上の事業が運営段階に入りましたのは、平成18年度が初めてということでございます。したがって、英国等では一般的なモニタリングの準則等につきまして、我が国ではまだ定着していないといったようなところがございます。したがって、英国では要求水準と、それからモニタリング、それから支払いメカニズムが連動して一体的につくられて、そして入札公告の前に、入札公告の段階で民間の事業者が発注者の考えとして示していく、それに従って具体的な提案をつくっていくというようなことも一般的と伺っております。我が国ではなかなかそこまで至っておりませんで、モニタリングの具体的な仕様書をつくっているところも、まだ全体の3割とか4割といったような状況でございます。しかしながら、できる限りそういった理想の姿に近づけていくために、グッドプラクティスについては紹介していくとともに、具体的な作成の浸透を促進すべきではないかといった御提案をいただいたところでございます。

そのほか、ユニタリーペイメント、こちらにつきましてはBOTにつきましてということでございますが、積極的に導入していくべきと。

それから、直接協定、これは非常に大事なものでございますけれども、なかなかその位置付けがはっきりしていないということもございまして、そういうものについてのガイドライン等への適切な位置付けをしていく。

それから、具体的な支払いメカニズムにつきましては、ペナルティーということだけではなくて、インセンティブといったことにつきましても、現行かなりの程度やっておられるところもありますので、そのあり方を検討すべきではないかといった御指摘をいただいたところでございます。

それから、特に民間の事業者の皆様方からは、なかなか運営段階等々で事象が起きたときに、それについて紛争処理とするというような仕組みが明確になくて、民間の皆様が泣き寝入りをしているというような御指摘もいただいているところでございます。これにつ

きましては、何らかの機関をつくっていくというのも一つの考え方でございますけれども、委員の皆様方からは、まず具体的にどういうふうにその処理をしていくかといった具体的なプロセスについて整理をして、それを何らか位置付けていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。そういったことを踏まえまして、「標準契約書モデル及びその解説」の中に紛争処理手続を位置付けるという御提言をいただいたところでございます。

それから、最後になりますけれども、最近いろいろと御議論されているところがあるわけでございますが、PFIは、その経費につきまして長期間固定され変えられないというようなお話もあるわけでございます。ただ、これは間違いなく誤解でございます。例えば英国等におけますと、5年ごとに柔軟に市場の実勢価格を踏まえて、運営段階の経費につきまして変更していくベンチマーキングとかマーケットテストといったような手法があるわけでございます。契約のガイドラインにおいても、そういったことにつきましては推奨しているわけでございますが、今回それを更に一歩進めまして、具体的な条項等につきまして、「標準契約書モデル及びその解説」に位置付けたらどうかといった御提言をいただいたところでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、個別具体のプロセスごとの課題ということでございます。

「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」というのは、ここにあるとおりでございます。実務的な課題につきましては、今、関係省庁連絡協議会の方でいろいろと作業していただいているところでございます。まず実態の把握が必要であろうということで、この1月11日にお集まりいただき、現在、アンケート調査を行っているところでございます。その結果を踏まえて、また御報告させていただければと考えている次第でございます。

「地球温暖化防止への対応」ということにつきましては、先ほど、要求水準策定指針をつくるというお話をいたしましたけれども、こういった中で、具体的な要求水準書の中にどのように温暖化対策を位置付けるかということを確認に整理していきましょうという御提言をいただきました。

それから、光熱費につきましては、事業費に算入していないような事業、例えばBTOで庁舎のようなものについてはそのようなものがあるということでございますが、やはりライフサイクルコスト、それからライフサイクルCO₂の削減というような観点から見ますと、原則的には光熱費を事業費に算入していくということを方向として検討すべきであろうということでございます。ただ、いろいろとそういったことについて官がリスクを取ってやるようなケース、それから民が全面的にリスクを取ってやるようなケース、さまざまあるかと思われまので、そういったケース分けをして、具体的に市場で受け入れていただけるような一つのパターンをお示ししていくべきだという御提言でございます。

それから、「補助金、税制等の支援措置とのイコールフットingの必要性」というこ

とでございますが、こちらにつきましてはいろいろとやるべきことがあるわけでございますけれども、国庫補助金につきましては、実態調査というのは平成17年3月以降行っておりません。私ども事務方としては、まずそこから始めていくのかなと考えております。

あと、「継続的に検討すべき課題」を簡単に御紹介いたしますと、「VFM評価についての継続的検討」、これは、昨年6月に至るまで、VFMにつきましてはワーキンググループで検討していただいて、積み残しがございます。こういったことについて更に検討していただくべきということでございます。

それから、「ファイナンスについて」でございますけれども、これは、主にローンと、それからボンドについて御議論していただきました。現在の金融状況等を踏まえますと、ローンの方に若干の長があるということでございますけれども、今後の金融の状況等々を考えますと、いろいろな選択肢ということを今後とも検討していくべきであろうという話、それから地域の金融機関が今、非常に頑張っておられるということでございますので、こういった地域の金融機関の更なる活用方策というものを検討していくべきであろうという御指摘でございます。

それから、「コンサルタントの役割の更なる向上の必要性」ということでございますが、我が国のPFIがここまで発展してまいりましたのは、やはりコンサルタントの皆様方の地道な御努力というものが非常に大きいところがあるかと存じます。勿論、民間事業者の皆様方、ノウハウを蓄えた皆様方、それから金融機関の皆様方の御貢献も大なるものがあると思われるわけでございますが、やはり運営段階に事業の過半が至ってきたということで、コンサルタントの役割というものもこれから徐々に変わってくるというようなこともございますし、一方で、発注者の方がコンサルタントに丸投げといったような御批判もいろいろといただいているところでございます。そういったことで、いわゆる公共施設の管理者等の職員の皆様とコンサルタントのお付き合いの仕方といったことについて、一定の考え方を示していくべきではないかというような御指摘もいただきました。こういったことについて御提言をいただいたわけでございます。

それから、「官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討」ということでございますが、なかなか公共団体につきましても、リピーターというものが少ないところがございます。民間につきましても、やはり個別の民間がノウハウを分有しておることがございます。英国等では、PUKであるとか4psであるとか、韓国であるとPIMACであるとか、そういったところがございます。そこがかなり包括的にノウハウを集約して持つという仕組みがございます。我が国においても、そういった仕組みを検討すべきではないかというのが12番でございます。

それから、「プレーヤーの拡大の必要性」でございますけれども、こちらにつきましては、なかなかそのプレーヤーが固定化しておるというようなところがあり、やはり海外で非常にPFIが盛んに行われているということから、市場を更にオープンにしていって、海外で御活躍されているプレーヤーの方たちが存分に活躍できるような環境をつくってい

くべきではないかという御指摘でございます。

それから、「PFIの市場の拡大に向けた検討」、こちらにつきましては、今、民の方がなかなか魅力のある事業というものがないということで、そういったものを創出していくような一つの方向というのを考えていくべきではないかということでございます。それから、やはり既存施設の改修といったようなものにつきまして、今後非常に需要が高まってくるということでございます。こういったものについてのPFIの活用を行うべきということでございます。

それから、もう一つ、PFIということ以外に、さまざまなPPPの手法がございます。やはりこれからPFIといったことにこだわらず、そういったさまざまなPPPの手法も視野に入れて、いろいろと官民連携ということを考えていく必要があるのではないかといい御指摘もいただきました。

15番でございますけれども、「災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討」ということで、災害対応のみならず、例えば国有財産の活用であるとか地域の活性化であるとか、そういったことにつきましても活用していただくような検討をしていくべきだというような御指摘ございました。

以上が委員会報告の内容でございます。ちょっと長くなりましたが、最後に、政策評価の内容につきまして簡単に触れさせていただきたいと存じます。

資料5をごらんください。総務省「PFI事業に関する政策評価」についてということでございます。

まず趣旨でございますけれども、これは、総務省の方が「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づきまして実施しているものでございまして、平成17年12月から20年1月にかけて行われたものでございます。なお、独自に総務省の方では御調査されていまして、それが、平成18年4月から7月までやっておられます。平成19年3月末現在に実施されている265件のうち163件を抽出して調査したということでございます。

この評価結果に基づきまして、具体的な措置を講ずべきものにつきまして、今年の1月11日に内閣府に対して勧告がなされたわけでございます。具体的なその勧告の内容は、以下4点でございます。

まず第1に、総務省がおまとめになられました調査結果によれば、VMFの額は106件で大体2,726億円ということで、20.3%のVMFが出ておるということでございます。適切にその推進がなされれば相当の効果を発現する可能性があるということで、以下、4点につきまして具体的な措置を講ずる必要があるというのが勧告の内容でございます。

具体的には、まず第1点でございますけれども、「VMF算出の客観性・透明性の確保」ということでございます。これは、VMF算出の具体的な方法、それから具体的な根拠等について、発注者の皆様方が説明責任を果たすべく、客観性・透明性、具体的な開示を図っていくべきだと。そのために、具体的にどのようにやるべきかということにつきまして、ガイドライン等でお示ししていただきたいといった内容でございます。

次に、2番目でございますが、「官民のリスク分担」でございます。リスク分担、なかなか我が国になじみのないような概念でございますので、うまくいっていないというような御指摘でございます。したがって、グッドプラクティスにつきまして情報提供していくというようなことと、それから、これは報告書の中でも明確に位置付けているところでございますが、リスクマネジメントを行う際に、実務上の必要な事項につきましてガイドラインに盛り込むといったような措置を講ずべきではないかということでございます。

3番目が、「施設の設計・建設段階のモニタリング」ということでございます。御案内のとおり、モニタリングのガイドラインは運営段階について示しておりますが、設計・建設段階についてはお示ししておりません。しかしながら、安全性の確保であるとか環境への配慮といったことを考えますと、やはりこういった段階でのモニタリングということもきっちりと書き込む必要があるのではないかということでございます。こちらにつきましても、報告の中でも明確に位置付けているところでございます。

4番目は、「民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境の整備」ということでございます。こちらにつきましても、報告書に書いてあるような内容とほぼ同一の内容でございます。

以上のことから、私ども、今回の勧告は、私どもの背中を押していただいた勧告であると理解しておりまして、誠実に対応いたしまして、勧告から半年後の7月10日に一定の成果につきまして総務省に御回答しようと考えている次第でございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、資料5までの説明でございました。

山内部会長 どうもありがとうございました。現状と、それから、去年出された「真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）の実現に向けて」の報告書からの内容、それから、今、総務省の方でまとめられた政策評価と3つ御説明いただきましたけれども、これについて何か御質問等ございますか。

皆さん、非常にお詳しい方と同時にまた、この報告書の作成にかかわっておられる方が多いので、それほど御質問はないかもしれませんが、よろしゅうございますか。

それでは、こういった現状を踏まえて、議事としては3つ目になりますけれども、今後、この総合部会でどういうふうに審議を進めていくかというようなこと、今後の審議の進め方についてに移りたいと思います。

これは、資料6としてありますので、これを御説明いただいて、また議論したいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、資料6に従いまして、今後の審議の進め方につきまして簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず、先般、1月23日に推進委員会の方で今後の審議の進め方につきまして、渡委員長の方から御提案がございまして、そこで御了解がなされたところでございます。

その具体的内容でございますが、まず、この推進委員会の報告に沿って、先ほど御説明申し上げました、速やかに対応すべき課題、おおむね4つほどのカテゴリーがあると申

し上げましたが、こちらにつきまして、総務省の政策評価結果も踏まえて、まず検討措置を行うということでございます。

次に、具体的なそのやり方でございますけれども、こちらにつきましては、総合部会において検討を開始し、半年程度を目途に、部会の方から本委員会の方に検討成果を報告し、委員会が取りまとめるといったスケジュールでお願いしたいということでございます。

こういったことで御了解されたということでございますので、これがまず大きな枠組みということでございます。

そこで、具体的な検討課題ということでございますが、こちらは、先ほど御説明したとおりでございます。まず、推進委員会報告につきましては4つほどの課題があるということでございます。それから、総務省の政策評価結果で示された事項のうち、ガイドラインの改定等、PFI推進委員会で検討していただくべき事項ということでございます。これは、私ども事務局の方で少し整理させていただきました。参考資料6というものをごらんいただきたいと存じます。

こちらの「項目」と書いてございますのは、これは総務省の政策評価の勧告の内容そのものでございます。「今後の措置予定」と書いてある中で網かけのかかっている部分が推進委員会報告の中にも書き込まれているもの、重複しているものということでございます。それから、措置予定といたしまして、これは私どもかりそめにとということでございますが、例えばガイドライン等の改定ということで規範にかかわるもの、これは委員会の方でやっていただくお話かなと。それから、事例の蓄積とか普及啓発とか、どちらかという汗をかきもの、これは私ども事務局の仕事かなということ非常にラフに分けさせていただきました。

ここで見ていただきますと、VFM算出の客観性及び透明性の確保といったことにつきましては、推進委員会報告では明確には示されておりません。ただ、当然VMFのワーキンググループ等で示されている方向と軌を一にしているわけでございますので、こちらにつきましては、ガイドラインの改定というようなこととして委員会の方でお願いすべきことかなと整理しております。その他、事例の収集とか普及啓発とかといったようなことにつきましては、私どもの方でやるべきことかなということでございます。

それから、リスク分担、こちらにつきましては、ここにございますとおり、今回の報告にも触れられているところでございます。

それから、次のページに参りまして、設計・建設段階のモニタリング、これにつきましても今回の報告書に明確に位置付けられているところでございます。それから、ちょっと小さな課題でございますけれども、SPCが設立されていない場合の経理上の独立性を確保していくこと、それについて必要な事項を明確にするためにガイドラインに盛り込むといったような所要の措置を講ずる。これは推進委員会報告には盛り込まれておりませんので、そういったことにつきましては、これはひとつ別立てで「プロセスのガイドライン」等改定ということをお願いすべきかなということ整理しております。

次の4番目でございますけれども、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施することということにつきましては、基本的には報告で書き込まれていることと同一の方向をお示ししていただいているところでございます。したがって、報告について御審議、アウトプットをつくっていただければ、ここについては総務省の政策評価にもたえるのではないかと考えている次第でございます。

大体、以上が具体的な検討課題ということでございます。

そこで、検討のスケジュールということでございますが、一応半年でというタスクをいただきましたので、こちらにつきましては、A委員の方からも御提言いただきましたが、ワーキンググループで御議論していただいたらどうだろうかということでございます。一応、仮称でございますけれども、総合部会のもとに「重点課題検討ワーキンググループ」というものを設置いたしまして、3月、4月、5月、場合によっては1回ぐらい増えてもいいのではないかと存じておりますけれども、3回ないし4回程度、こういったワーキンググループを開催して、そこで御審議していただくということはどうだろうかということでございます。

基本的には、前回のVFMのワーキンググループと同一の考え方に従いまして、ワーキンググループの座長は山内部会長にお務めいただくということで、メンバーにつきましては、総合部会所属の委員、それから専門委員の皆様方で御希望のある方については全員御参加いただく。また、御参加いただいていないような委員、専門委員の方につきましても、もし御希望があれば、オブザーバーとして御出席いただいても全然構いませんということでございます。

次のページに参りまして、ワーキンググループでのそういった形の審議を踏まえまして、6月に再度、総合部会を開催いたしまして、そこでワーキンググループの審議の結果を御報告していただいて、総合部会として御議論をしていただくということはどうだろうかということです。その結果を踏まえまして、7月ごろをめどに推進委員会に報告、推進委員会にて取りまとめるということでございます。

次に、検討の進め方ということでございます。これは、一応それぞれの課題ごとに整理して、基本的には推進委員会の報告に示された「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」につきまして、個別の課題ごとに検討の進め方について一つの提案をさせていただいているところでございます。

まず、4つほどあります第1の「個別具体のプロセスごとの課題」でございます。これは非常に多岐にわたるわけでございますけれども、先ほどの御説明でも申し上げましたとおり、「要求水準書作成指針」、それから「標準契約書モデル及びその解説」というものが、課題の大半の横断的な受け皿になるのではないかとということでございます。したがって、この2つの検討を中心に行っていただいたらどうかということでございます。これらの報告の中には、こういったことにつきまして「標準契約書モデル及びその解説」に

位置付けるべきだとか、「要求水準書作成指針」に位置付けるべきだというようなことを明示して書いているものがございますので、まずそういったものから検討していったらどうかということでございます。

それから、ちょっと次のページを見ていただきたいと思います。これは、総合部会の中で御議論していただいた際にお出しした「個別課題の相互の関係」ということでございますけれども、ちょっと見にくくて恐縮でございますが、この「契約書等の標準化の推進」という枠を見ていただきますと、大体この運営段階における課題への対応というのがそのところにうまく受け皿として対応するようなことになるのではないかと整理がなされております。それから、「要求水準書の明確化」ということにつきましては、当然ながら、要求水準書の具体的な作成のあり方を示す指針の作成ということが主な受け皿になるのではないかと。それから、当然この要求水準書の具体的な作成のあり方を示す指針と標準契約モデルというものは、相互に関連しておりますので、やはりこの2つをひとつ不即不離なものとしてまとめて御審議していただいて整理していただくということで、まず御議論していただいたらどうかというのが御提案でございます。

その次に、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、大所高所の御議論というものはやっていただく必要があるわけでございますが、実務的な課題につきましては、まず関係省庁連絡協議会において実態把握を行いまして、ある程度整理をいたしまして、それを御報告して、御審議していただくということでいったらどうかということでございます。

それから、「地球温暖化防止への対応」ということでございますが、これは、まず温暖化対策についての位置付けにつきましては、先ほど御説明いたしました要求水準書作成指針に明記していくというようなことで対応していったらどうか。それから、光熱費につきPFI-LLCに算入するということにつきましては、適切な対応策について検討したらどうかということでございます。

「補助金、税制等の支援措置のイコールフットイング」でございますが、これは、先ほど申し上げましたとおり、平成17年3月以降、実態把握を行っておりませんので、まず実態把握を始めることから着手をしたらどうかということでございます。

最後に、「VFM算出の透明性・客観性の確保」、これが一つ総務省の政策評価の中で触れられていて報告の中に盛り込まれていない大きな項目でございます。この項目につきましては、具体的な透明性・客観性の確保を図るための具体的なあり方、方策といったものをガイドラインでお示ししていただくということが一つあるのかなと考えているところでございます。

大体、以上が私ども事務局の方で整理させていただいた今後の検討の進め方ということでございます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。お聞きのように、ワーキンググループに落とし、そこで議論しようということで、部会だとちょっと重過ぎるということだと思います。部会を動かすのはですね。それでワーキング。そのワーキングの中で幾つかの検討課題について御審議願う。非常に事務的に進めてもらえるものもありますし、そこで具体的に議論するものがあるということだと思います。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

A 専門委員 総論は結構だと思いますが、何を、どう、いかに検討すべきかはちょっと慎重な検討が必要でしょう。例えば従前のガイドラインというのは1年かけて詳細にその内容を検討しているわけです。特に契約ガイドラインに関してはかなり慎重に検討を実施しています。もし契約標準化モデルをつくるのであれば、7月10日までに纏めるという意味は、一体何を纏めるということでしょうか。恐らく、完璧なものを数回の議論で取りまとめるというのは余りにも拙速過ぎると思います。事務局に準備させ、総論的にコメントするだけでは、議論とはいえないわけで、もっと慎重にやるべきでしょう。

それと、本当に1つのワーキングでいいのかどうかを検討する必要があります。例えば、なぜここにリスク分担とかリスクマネジメントがないのでしょうか。実は、契約書の裏にあるのがリスク分担、リスクマネジメントであって、私だったら、これをパッケージにしながら、1年ぐらいかけて、途中で7月に成果を御報告しながら慎重に進めるプログラムの方がより現実的な気がしますね。さまざまな考え方があるわけです。例えば、標準契約書モデルといっても、今の箱物の契約ガイドラインにちょっと付け加えて改正するだけであったら、おそらくその価値は「標準」とはいえないわけで、市場から無視されると思います。

従前の契約ガイドラインを策定した際、議論になったのは、今後どうやってこれを追加・補正して、その内容を市場のニーズにあったものにするかということでもありました。いろいろな選択肢があります。例えば、運営重視型の権利義務関係に再構成し、新たな契約モデル案を作るというのも、一つのお考えだと思いますが、もう一つの究極の考え方は、やはり事業者が利用リスクを担うPFI類型でもある、BOTや利用料金制度をベースにした権利義務関係や契約モデルのあり方でしょう。この考え方というのは今の全くの静的な箱ものとは根本的に違いますから、実は今ある契約ガイドラインでは役に立たないわけです。ゼロから作り直さなければいけない。例えばかかる選択肢をも考慮の前提とし、全体を俯瞰しつつ、「標準ガイドライン」とするためには、慎重な御議論と一定の検討時間も必要で、1～2回の議論で到底終えることはできないと思います。そういった意味においては、7月に期待する成果物をどう考えておられるのか、ちょっと御説明願いたいとともに、本来は、やはり腰を据えて必要なものを選択し、時間をかけて検討すべきものではないのでしょうか。

確かに、今、座長がおっしゃられましたように、割と事務的に処理できるものも项目的にはある。そういう濃淡をつけながらやっていって、必要な場合には複数のワーキングを

つくるのが好ましいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

事務局 御指摘、誠にごもっともだと存じます。私どもも基本的には同一の認識を持っておりまして、それにつきましてはA専門委員もよく御案内のことと存じます。英国等では、確かにこういった標準契約書を作成するのに1年ないし2年かけてやるということで、かつ市場のプレーヤーの皆様方の意見を集約してやっていくということのようでございます。ただ、そういったものと、今回、私どもが作成を考えております標準契約書モデルとの大きな違いというのは、英国の場合は、基本的にはそれでバインドされてしまうということではありますが、今回、私どもが作成を考えているものは、あくまで皆様方の御参考ということでございます。ただ、さはさりながら、当然慎重な検討ということは必要かと存じますので、それは具体的にワーキング等で御議論していただいて、その進捗状況を見て、どこまでのものとしてまとめていくかということについて御決断していただければと思っております。

ただ、私ども一つございますのは、先ほどA委員からも御指摘いただきましたとおり、既に契約のガイドラインというものがございます。こちらは、基本的には、もともとの作成の経緯は、ある程度、標準契約書というようなものをつくりまして、それをこのガイドラインに落としていった作業でございます。したがって、ある程度、いわゆる通常一般の箱物につきましてはそういった知見がございますので、それは一つ活用させていただくというのが1つ。

それから、英国の方で標準契約書の改訂版第4版、いわゆるS o P C 4というものが出ておりまして、こちらにつきましては、私ども、ほぼ枢要なところについては翻訳を終えているところでございます。こういったもの、それから、先ほどいわゆる運営重視型、端的に申しますと病院といったようなものでございますが、こういったものにおける契約上の課題ということを、やはりこれは基本的に、今回ある程度アウトプットとして出すべきではないかという御指摘ではないかと存じます。これは、私ども全くそのとおりだと思っております。基本的に契約書の一つの大きなひな型というのは、やはり病院といったような運営に重点のあるようなもの、これを一つのひな型として、それで特殊解を、ある意味では小骨を取り除いた形のもの一つのひな型として、それについて具体的な留意事項、それから考え方というのを一つひとつ、今申し上げましたようなS o P C 4であるとか、契約のガイドラインといったようなものも参考にしながらつくっていくべきではないかと考えております。

いずれにいたしましても、時間が非常に限られておりますけれども、半年で一応アウトプットを出すということでタスクを、アサインメントをいただいておりますので、あとは事務局の方で作業した結果を、適宜、ワーキングの方でごらんいただいて、その結果を踏まえて、どういったアウトプットの形で出すかということをお決めいただければと考えております。

山内部長 私は、A専門委員おっしゃるとおりだと思うんですね。そんな簡単にでき

ないと思うんだけど、ただ、実はいろいろお話しする中で、事務局としてかなり準備はされているんですよ。今のイギリスの例もそうですし、それから、まさに、前の報告書を議論したときも、標準契約書といったって一つではなくて、恐らく幾つかの、運営重視型だったり、箱型だったり、そういうことになるだろうということで、例えば病院の標準的なものはどうあるべきかということも内部的にはかなり議論されているらしいんですね。ですから、その成果をもってここで議論しながらやっていく。多分7月で終わるということではなくて、一応の成果はそこで出して、今、事務局が言ったみたいに、それで何か問題あり、まだまだあれだということであれば引き続きということになるのかと思うんですね。だけど、とにかく6カ月というこの間の議論があったので、取りあえず7月のところでアウトプットを出すということだと思います。

B委員 今のお話を伺いますと、総務省からの御指摘に答えなければならないということがあるんだろうと思いますね。一方、先日委員会で出されました報告がございまして、できること、できないこと、それを全部ともかくリストアップして、順次、取り組んでいきましょう、こういう委員会本来のやるべきこと、こういうことがあるのかと思うんですね。

総務省が完璧な回答を求められているのかどうかわかりませんが、現実問題として、ここに指摘されていることをすべて、報告書作成とか、ガイドライン作成とか、指針を設定するとか、そういうことというのは、はっきり言って不可能だと思うんですね。しかしながら、もう既に委員会としまして全体を把握した上で改善すべき点という認識があるわけで、当然それを進めていながら、半年で何らかの回答をするという必要性はあるんだろうと。であれば、それに向けて、ここまである、次に検討を、具体的な項目を挙げた上で検討をしているという回答を出すというのが現実的なことではないんだろうかと思います。

それで、今の御説明の中で、資料6の検討の進め方の(1)の「個別具体のプロセスごとの課題」と書かれて、その御説明としまして「要求水準書作成指針」及び「標準契約書モデル及びその解説」、これが不即不離だという御説明だと思いますけれども、私の理解で申し上げますと、勿論これは非常に関係が深い、だけれども、表、裏という関係ではないんだろうと。さきに説明いただきました資料3にありますように、このPFIを進める上でのさまざまな課題というのは、相互に非常に関係が深くて、どこかを動かすと、それだけで済むわけではなくて、同時にさまざまな課題を改善していく必要があるだろう、こういう認識でこの報告書はできたのだろうと思います。

その目で見ますと、要求水準書の作成ということになりますと、これは性能ということで見ますと、価格にダイレクトには結びつきませんが、先ほどの説明にありましたようにインプット、つまり価格ということとかかわっていかないといけない。そうしますと、バリュー・フォー・マネーとも関係してくるわけですね。これは、むしろ標準契約書というよりも、一般に契約書を結んだときに、契約書の中身は何かというと、別にこの要

求水準書に書かれたような項目だけではないわけですね。一般的な権利義務を規定している。その中の一部として何を具体的にするか。ここは、PFIで民間事業者が達成すべき内容、こういうことになるんだらうと思いますが、そうすると、その具体的な明細ということになりますと、普通に考えれば、契約書の附属文書的な中身になるんだらうと思うんですね。だから、当然、標準契約書ともつながってくるわけでございますけれども、先ほど、標準契約書がさまざまな分野、いろいろな分類でつくる必要があるということ、まさにそのとおりでございますして、要求水準書というのは分野ごとに全く違って来るわけですね。一方、そのリスクということで考えますと、リスクという概念そのものは、要するに標準契約書を考えるときに当然考えなければならない。先ほど、A専門委員から御指摘のとおりでございます。

一方、報告書の議論の中でリスクを考えるというか、もっと詰めて考える必要がある。余りにも抽象的なといいますか、具体的な、そのまま役に立つようなガイドラインなりその数字なりがまだできていないという段階でございます。したがって、目先の総務省の御指摘に対する回答をするということにだけ取り組めばいいということではなくて、本来的に委員会として取り組むべきことをしながら、その中で、7月で切らなければならないとすれば、その時点で途中経過の部分もかなりあるんだらうと思いますが、それについてまとめたものを取りあえずということになるのか、できていない部分はこれからこういう課題を検討しますというようなもので回答する、そういうことになるんだらうと思うんですね。

であれば、ここにワーキンググループが1つというような格好でありますけれども、このワーキンググループというのは、取りあえず回答するということを目標としたワーキンググループになるんだと思うんですね。しかし、今申し上げましたように、委員会としては幾つかのジャンルといいますか、昔のワーキンググループで言いますとプロセスとリスクとか、あるいはバリュー・フォー・マネー、主要な部分をカバーするようなワーキンググループと分けて進めたわけです。したがって、委員会としては、回答をするだけのワーキンググループで済む話ではないんだらうと思うんですね。したがって、やはりワーキンググループを複数考える必要があるだらうと。それは具体的に何を検討するワーキンググループなのかということをもまず考える。その中で7月までにどういうことの検討が完了できるのか、あるいは積み残しになるとして、引き続き検討するのか、まずその検討が必要なのではないだらうか。その全体像を総合部会でまとめてといいますか、まとめるのがむしろこの重点課題検討ワーキンググループ、つまり回答に向けてのまさにそのものになってしまうのかなと。だから、回答するためのワーキンググループが必要なのかどうかということもあろうかと思えます。むしろそれは、全体を検討するという意味では、この総合部会で検討すべきものになるのかなと思えます。私はそういうふうに思えます。

以上です。

事務局 ちょっと私の説明が拙くて誤解のあるところがあろうかと存じますけれども、

私どもが考えておりますワーキンググループと申しますのは、総務省に対する回答をつくることを主なタスクとしているものではございませんで、あくまで今回の報告書の中で示された課題についての対応をすることを主なタスクとしたワーキングということでございます。B委員がまさに御指摘のとおり、半年ということで総務省から御指摘いただいたことをすべてやるということは、これははっきり申し上げて不可能と存じます。ですから、総務省の方からも内々伺っておりますのは、私どもとして具体的に検討しておる、検討に着手して、半年で一定のアウトプットが出ておるというところを基本的に示していくことで足りるということでございますので、私どもとしては、総務省についての対応はそういったことでやってまいりたいと考えている次第でございます。

先ほど申し上げましたとおり、勧告の中のほとんどのものは、今回の報告の中のものと同重複しておりますので、端的に申しますと、今回の報告についてこのワーキングできちんと議論していただければ、おのずからその勧告に対するお答えにもかなりなるのではないかと考えている次第でございます。

それから、複数のワーキングをつくるというのは、私どももいろいろと検討したわけでございますけれども、端的に申しますと、今の私どものワークフォースですと、複数のものをこの短期間で回すというのはなかなか難しいところがございます。したがって、先ほどちょっと申し上げましたけれども、例えばこのワーキングの回数を少し増やして、いろいろと多様な課題について御議論していただくというのも一つの方向かなと考えている次第でございます。そういった枠組みの中で、先ほどお話がございましたリスクについても併せてきちんと議論していただくというようなことをやっていただければいいのではないかと考えている次第でございます。

以上です。

C委員 いろいろな制約があるとは思いますが、半年間で検討することだけが強調され過ぎているので、これはなかなか大変だというのが皆さんの御意見ではないかと思えます。やはり委員会が2年という単位だったら、2年間の中でどのような目標を持つのかをまず踏まえて、その中で短期的な成果を出さなければだめですので、まず半年はこれだけといったように進めるべきかと思えます。どこまでが要求水準かわかりませんが、その要求水準を設定して、半年ではこれぐらい、あと1年だとか、多分ガイドラインの改定だとかというときに、半年ではちょっと無理だということになれば、2年のこの我々の今の任期の中でどこまで行くのかという形のことを暗黙のうちにといいますか、ある程度明記していただいて、その中でこれだけ半年で頑張りますよということを書いていただければいいのではないかと思います。

それと、やはりこれだけの項目に対して3回だけの議論でドラフトを作成するというのは、今までの経緯も含めて、内容も重過ぎますのでちょっと難しいかと思えます。ワーキングの数が増やせないということになれば、回数はちょっと増やしていただくという形でやらざるを得ないのではないかと思います。

山内部会長 かなり事務局としての準備が要ると思うんですね。それで、期間が短いので、この中で今書いてあるようなことをやろうと思ったら、事務的に詰めた上で、ワーキングの回数を増やして集中的に議論する、そういうやり方なのかなという感じがしますね。

どうぞ。

D委員 よろしいですか。回数を増やしてもいいとは思いますが、勿論3回よりは5回、6回の方がいいとは思いますが、やはりこの委員会形式で意味のあるガイドラインをつくるというのは、かなり限界はあると思うんですね。専門委員を仮に3つのワーキンググループすなわち契約のガイドラインをつくるグループ、リスク分担を考えるグループ、それからバリュー・フォー・マネーのグループと分けたとしても、難しい面があるだろうとは思いますが。やはりそれぞれの分野で具体案件に深く携わっている専門家、リスク分担であればテクニカルアドバイザーでありますし、バリュー・フォー・マネーであれば財務アドバイザーですし、契約書であればやはりリーガル・アドバイザーという専門性を持った人たちの知恵と経験を結集してまずはベースを作り、それを専門委員がより高い目線といいますか、もう少し広い範囲からレビューするという形でしか、真に利用価値のあるガイドラインはできないのではないかと思います。

ですから、事務局の方でその専門性を持った人を使ってアウトプットを出してもらい、それをこの委員の中で意見を交わして、高めていくというやり方の方が現実的かつ効果的ではないかと思います。

B委員 かつて、ガイドラインをつくったときに、やはり性格別にといいですか、内容の性格が異なるということで、プロセスとかバリュー・フォー・マネーと分けたわけですね。やはり細かく専門的なところを検討するというのは、かなり従来の経緯も踏まえて、それぞれの分野の専門性を前提に検討しないと余り意味あるものはできないんだと思います。全体の整合性を見るとか、それぞれ気がつかない点を指摘するというのは、例えば総合部会なり、あるいは委員会なりでしかるべきだと思いますけれども、もとになる部分につきましては、やはり専門的なところで検討をやる。

事務局が大変だと、それは事務局で個々に全部やったら大変なのでございますが、これまでのPFIの進め方というのは、ほかに専門の方がたくさんいるかといいますと、先ほどそういう方がという御指摘がありましたが、確かに大分経験の蓄積がありましたけれども、それなりの知識なり見識のある方を集めて議論を進めたということもありますので、足らざるは外部から当然意見なり御登場願うということはよろしいかと思いますが、従来のやり方の延長で、やはり複数のワーキンググループをつくるというのが一番やりやすいんだと思います。というのは、過去の検討の経緯もあります。ここで新しくやるわけではなくて、足らざるを埋め、あるいは改定すべきことを改定する、そういうことであるんだと思うんですね。そうすると、全く知らない人を呼んだって、専門的な大学の先生が、PFI御存じない方を呼んだって、これは全く意味ないことになってしまいま

すので、私として提案したいのは、複数の従来の、必ずしも同時でなくてもいいですけども、ワーキンググループの分野ごとにワーク設定をする。時間の問題とか、同時に負担の問題もございますから、そういうふうに考えますと、同時にすべてをやるかどうか、これは検討すべきことだろうと。

それで、上がってきたものを全員で集まって総合部会で同時にやる、これまた無駄なことなんでしょうと思いますね、まだ提案ができる段階です。したがって、ワーキンググループである程度詰めた議論をした上で総合部会に上げる。それを報告書にまとめる、つまり7月の報告、回答をまとめるということでは総合部会でまとめた上で委員会に上げる、そういう手順が一番自然なんでしょうと思います。

以上です。

山内部会長 どうぞ、何か。私は司会者ですから後で。どうぞ。

E 専門委員 今まで政策的なレベルというよりも、12個ほど自治体、国のPFIの審査などをしてきたんですけども、今お話を伺ってだんだん経緯等がわかってまいりましたが、私は、ワーキングを分けることはリラクタントでありまして、やはりそういったそれぞれの事業の性格を見ますと、むしろ今おっしゃっていたそれらの問題が、総合的に相互に依存しながら絡んでくるわけでございます。したがって、全体として私が申し上げたいのは、やはりワーキングで行うというよりは、それなりのドラフトをつくる部隊がいるということが前提なんでございますが、そういったドラフトを踏まえて、一つのグループの方々はかなりそれぞれの相互関連性を見ながらレビューをしていく形で、初めてそれぞれの事業で使えるようなガイドラインあるいはマニュアルができていこうと思っております。

実際にこの内閣府のガイドラインというのは、いい意味でも悪い意味でも影響が大きいと思います。まだ自治体や国の担当者の方々の文化が全く変わっていなかった時代は、このガイドラインを非常に細かく読まれて、このとおりにやればいい、バリュー・フォー・マネーと全く反対に、手順、プロセスは守っていればいいのだというようなことすらも見られたわけでございますが、やはりそうではなくて、それぞれの事業の個別は大変強いものを扱っておりますので、ここへ出てくるようなガイドラインあるいは標準モデルというのは、あくまでもテンプレートであって、それをもとにそれぞれの事業の担当者がそれぞれの事業の特性に合わせて設定していただくための素材を提供するんだろうと思っております。

そういった意味でも、やはり相互の関連性というものをこのワーキングで十分に見ながら、しかもそれは異なる専門の方々それぞれコミュニケーションしながらまとめていくというのが筋だろうと私は思います。

B 委員 私、今のE委員の御意見について、結論から言うと、リラクタントであるということについては全く反対です。ただ、内容については全く同じです。どういうことかといいますと、例えば、標準契約書のことについて考えますと、標準契約書で1本だ。もと

もいろいろなケースがあるだろうというのが私の意見だったんです、当初から。だから、何本も出さないと使いようがないでしょうと。ただ、当初はワークロードの問題もありまして1本しかなかったわけです。しかし、それを具体的に詰めていきますと、勿論P F Iの全体像、プロセスをわかった上で標準契約書というのを考えないと全く意味ないんですね。どこかにあるわけではないんです。したがって、かなりそのことについて知っている人が指摘するなりしないといけないし、従来の委員会なり、あるいは総合部会での指摘というのはまさにそこで、これでは足りませんね、いろいろ問題がありますねと。それを具体的に標準契約なりに分けてやっていきましょうと。

本日も幾つか御指摘ありますように、大体分野別であるとか、事業の形態別、両方のマトリックスで考える必要があるんだろうと思いますね。細分化すれば切りがないのでございますが、その中で重要性に従って考えていく。そうしますと、やはり全員が集まってやるというのは、作業上もなかなか難しいですし大変だと思うんですね。

一方、バリュー・フォー・マネー、これは総務省からも指摘されているわけですから、何らかの回答をしなければいけない。これについての課題も、委員会の報告の中で指摘がありますように、もう既に検討しましょうということになっているわけですね。先ほど来、C委員が御指摘になったように、例えば2年間で検討を進める、これは一つのやり方だと思いますし、これは総務省の指摘がある、なしにかかわらず、我々としては、従来の問題意識に従って検討を進めていくべきだろうと。

そうしますと、では、バリュー・フォー・マネーに関して全員が参加して一々やっておられるかと。これはちょっと、ワーキンググループで最終結論を出すのではなくて、問題点のリストアップですとか、財政的に考える案ですとか、そういうことの具体的な提案をまず総合部会に上げるべき役割を担うわけです。そういうふうに考えますと、私は現実問題として、それぞれの委員、専門委員のワークロードも考えますと、やはり専門分野に近いところで御関心のあるところについて、まずワーキンググループで作業をするというのがよろしいのではないかと。その中で必要に応じて、といいますのは、バリュー・フォー・マネーなり、標準契約なり、検討のレベルが違いますから、その中で必要な専門家の助力を得るとか、そういうことをやっていけばいいんだろうと思います。

山内部会長 ほかの御意見いかがですか。どうぞ。

事務局 B委員のおっしゃること、まことにごもつともだと思っております。私どもは、当然ワーキンググループで御検討していただくべきものと考えておりますが、私の理解は、E専門委員やD委員がおっしゃったことは、私どもがある程度のこのたたき台をつくって、それでワーキンググループにお示ししていく。ワーキンググループのところ、またいろいろとたたいていただく。私どもがそれを受け取って、また改善をして、またワーキンググループにお出する、そういうプロセスを従来から取ってきたということだと存じます。

しかしながら、私どもがどれくらいそういった専門的な知見があるかということ、そこはなかなか足りない部分がございますので、やはり私どもがそういったものを練るときに、

ある程度専門的な方たちにもいろいろと御相談をしてドラフトをつくっていくというようなことをやるべきだということをお示唆いただいたのかと思っております、それは私どもとしても是非お願いしたいと思っておりますのでございます。

それから、ワーキングにつきまして、例えば回数を増やして、それを例えば回数を増やすだけではなくて、2つに分けるということをしろということであれば、それはできないことではないかと存じますけれども、例えばこの短い期間にトータルで8回とか10回とかワーキンググループをやるということは、残念ながら、これは私どもの能力を超えると思います。したがって、先ほどC委員の方から御示唆をいただきましたけれども、ある程度大きな、2年なら2年の枠ということを考えていただいて、その中でプライオリティーをつけて、一番優先順位の高いところからやっていくというようなところを、例えば最初のワーキンググループで御議論していただくというのも一つの案かなとは、今お話を伺って考えたところでございます。

山内部会長 例えばこれで言うと、標準契約書モデル、さっきのまさにそれというのは、事務局だけで全部つくろうと思っても案ができるわけではないので、だから、それこそ専門のローヤーの方々にいろいろ仰ぎながら原案をつくる。それをワーキングに持ってきてそこをたたいていただく。多分、時間的なことを考えると、そのくらいのことをやらないとちょっと無理かなという感じがするんですけどもね。

A 専門委員 そこは従来もそういう形をとってやっていますよ。一定のたたき台を専門家につくらせながらも、その内容を個別かつ詳細に議論したわけですから。その検討のためだけのセッションだけでもかなりのインテンシブな検討と議論を実施したことは事実です。それで初めてできたというのが実態なわけですね。その過程では、1つの弁護士事務所ではなくて、複数の弁護士事務所に聞いて見解を取得してみたり、あるいは、既存の契約慣行の実践例から、いろいろな新しい考え方をとり入れてみたり、市場参加者の意見や自治体の方の協力や意見を取得しながらやっていったわけで、同じような試みをする必要もあると思います。恐らく多様な意見を取得しつつ、そういうものをお互い合わせながらやっていくんでしょう。だから、イメージとしては皆さん似たようなことを言っているのではないかと私は思ったわけです。

山内部会長 おっしゃるとおり。どうぞ。

事務局 まさにA委員おっしゃるとおりでございます、私ども、PFIの業界で活躍されていらっしゃる弁護士の皆様方、今、実は内々お話をさせていただいているところでございますが、ほぼすべての方に御参画いただくというようなことで御了解をいただいているところでございます。

また、そういった枠組みの中で、やはり民間の皆様方の御知見を生かしていくということも極めて重要かと思っておりますので、そういった方たちにも適宜、いろいろとアドバイスをいただきたいと考えているところでございます。

A 専門委員 それは絶対重要であって、弁護士だけではそれはできない、事業主体側が

らの見解も必要、様々な民間の利害関係者の声も必要だし、かつ多様な公的部門の人たちの見解をも考慮して、バランスよく全体を俯瞰しなければ、とてもではないけれどもまともな標準契約書モデルなんてできないと思います。

山内部会長 そういうことで、だから議論のたたき台とかをつくらせてここに持ってくるぐらいのやり方でないと、とても時間的に無理かなと。

F 専門委員 1点だけなんでしょうけれども、今回の総務省の勧告を拝見しまして、私が一番なるほどなと思いましたがリスクに関するところがございます。大ざっぱに言うと2つのポイントがありまして、1つは、リスクの分担自体が適切ではない、要するに自らが管理に適さないリスクを負わされたという民間が持っているという箇所。もう一つは、リスク分担があいまいなものがあるということだと思っただけです。

最初の、リスク分担自体が適切でないという部分は、すごく根本的な問題で、今後よく議論いただく必要がある。

2つ目の、リスク分担があいまいなものがあるというもの、これは、どちらかという契約書の書き方の問題にもなってくるんだと思っただけです。今後半年間で契約書の標準化を検討するといったときに、この2つ目の問題はテクニカルなところにもかなり寄ってきますから、半年のタイムフレームの中で議論できるのかなと思います。

ただ、1つ目のリスクの分担自体が適切でないというところを契約書の標準化で対応しようとする、いろいろな類型別、業種別の契約書に落とすことが必要になる。これは恐らく、半年というタイムフレームでは非常に難しいのではないかという気がいたしますので、そのところは、議論を始める前に認識を統一しておいていただいた方がいいのではないかと思います。

B 委員 時間が限られているということで考えますと、やはりまとめなければいけないということと、一方で、本来やるべき課題があって、今考えますと、申しわけないんですけども、標準契約をやるというのは、取りあえずある程度まとめた格好で出せるかもしれませんが、それはそれで内容的にも結構大変なボリュームになるわけですね。すると、提案そのものが、幾つか弁護士事務所が寄与してやるということでもよろしいんですが、先ほど御指摘がありましたように、管理者側からの意見も当然あるわけですね。それはそこでまた詰めないといけないわけで、それに関して委員なり専門委員が参画するというのが従来のやり方であったらと思うんですね。

つまり、さまざまな御専門の分野をお持ちの方々がこの委員会あるいは総合部会に参加されているわけですね。それが全部集まっていきなり議論をするというのは、そもそも余り効率的なことではないので、ある程度まとまったものを上げてもらって、それが複数の分野にわたるものが上がってきて、相互の関連とかをまとめながら最終的な、7月であれば7月の回答になるでしょうし、そこで出し切ったとしても、今度この2年間の任期の中でどういう方向で検討していく、その分野ごとにまとめて仕切っていく、そういうことになるんだと思います。

だから、ワーキンググループという意味では、やはり僕は、ジャンル別でまずやった上で、その上で、取りあえず7月で区切りの、そこまでの成果でまとめるということが、この2年間を踏まえてみると一番よろしいのかなと。相互に関係あるのは、これはもう言わずもがなで、従来のコンセンサスです。しかし、標準契約の条文を例えば私に書けと言われても、これはしょうがない話です。それを検討しろ、そういうことではないんだと思うんですね。ですから、重たい部分はやはり分けてワーキングである程度まとめていく、こういうのがやりやりやすいし、従来のやり方もそうであったんだろうと思います。

山内部会長 具体的に、例えばB委員がおっしゃるようなワーキングを分けるという場合には、どれとどれということになりますか。

B委員 細かくしますと際限ないんですけども、従来のあれでいきますと、プロセスと、プロセスから分かれて契約が行ったわけですね。あとバリュー・フォー・マネーとリスク、その辺をちょっと羅列して、まとまるるところをまとめておいて、2年間であれば、分けるのは大体3つか4つぐらいまでが限度なんだと思うんですね。いつ、どういう格好でスタートして、検討期間はどうか、これはまた別の議論で考えるべきかと思えますけど。

山内部会長 この資料6の2ページ目の進め方、4.で(1)から(5)まであって、大体こういうことをやりましょうと、内容については、恐らくそれほど皆さんそこはないんだと思うんだけど、この進め方をどうしようかということですね。それで、例えばその(1)のところ、プロセスごとで要求水準と標準契約書モデルがあって、例えば今のお話だと、これをそれぞれにワーキングにする、そういうイメージですか。下の方へ行く、かなり事務的に進めることが多いんですね。

B委員 そうですね。だから、重さが違うと思うんですね。

事務局 今のB委員のお話を聞いて少し考えたのですが、2年のタイムフレームの中で4つぐらいのワーキングを動かしていくというようなお話であったと存じます。そうしますと、先ほどC委員の方からお話がありましたけれども、やはりプライオリティーをつけて、何からやっていくかと。例えばですけども、プロセスについて1つワーキングをこなしていく。それから、例えば、先ほどお話しございましたとおり、VFMについて今回勧告でも御指摘をいただいたということで、例えばプロセスとVFMということでこの6月まではやっていく。ただ、先ほども申し上げましたとおり、はっきり申し上げまして、物理的な我々の能力がございます。ですから、例えば全体で10回やるということは我々、はっきり申し上げて不可能でございますので、一定の回数の中で、そのうち3回はプロセス、そのうち2回はVFMとか、例えばそういう形でやっていくということについて御了解いただけるのであれば、きつとこなし切れるかなという気もいたします。

山内部会長 その前提は、さっきの専門家の方々に入ってもらって、いろいろたたき台というか原案をつくっていただく。それも専門家だけではなくて各方面の方に参画いただきながらやると。恐らくそれをつくる時点で、必要なときはこの委員にいろいろ相談をすとか、議論を持ちかけるということがあるんだろうなと思う。それでワーキングを動か

す、こんなイメージでしょうかね。

B委員 そうですね。

E 専門委員 今、事務局から御提案があった方法は現実的だとは思いますが、一方では、先ほど当初のバックグラウンドの御説明があったように、多くのPFIのプロジェクトが既に動いていて、今後も展開していくことを考えますと、やはりこの内閣府の委員会が、2年たつまではだんまりで、メッセージをそれまで出さないというのは非常に具合が悪い部分もあるかと思うんですね。ですから、もし事柄の扱いとして大方針、骨子というものがはっきりしてくればその骨子、そして更に不確定なところ、合意できないところがあればそれはブレークダウンしていくというような形の整理で、もし合意された骨子なり方針がはっきりしているものがあれば、早目にワーキングに上げていただいて行う必要があるかと思えますし、これは私の余計な心配かもしれませんが、特に地球温暖化等々については、世の中全体が洞爺湖、洞爺湖と騒いでいる中で、来年の今ごろやって意味があるのかどうか。これはやはりある程度、早目早目に骨子だけは少なくとも出す。実際に議員立法で環境配慮契約法ができていて、むしろ通常の事業の方が先に進んでいる等もございますので、PFI何しているんだということも一部ではパブコメに入っておりますから、何らかの、ゴーがかからない範囲でも、皆さんの合意ができるのであれば骨子だけでも、あるいは大方針だけでも手がけるべきではないかと思えます。

山内部会長 Gさん、何か。どうぞ。

G 専門委員 私もプライオリティーを設けて、2年という枠を考えてという、大枠はそれでよろしいのかと思えます。ただ、今、E 専門委員がおっしゃいましたように、こういう委員会というのは、大体2年間あっても、一番最後になって急に時間が足りなくなって、あわててまとめるというケースが結構よくあるパターンなのですが、今回は、前の期にかなり課題について議論して、すでに報告書として出している。それを受けて具体的に検討するという話ですから、できる限り早く、少しテンポを上げてやった方が、せっかく委員会が立ち上がっているわけですから、良いように思います。そのようなイメージを持っておりますので、その中でどういうものを作っていくかということで、事務局の負担はかなり大変でしょうが、やはりできるだけ早く出すという意気込みでやっていただければと思います。

事務局 推進委員会からおりたそのタスクは、半年でということでございます。それから、今回の報告、「おわりに」のところでも整理をしておりますけれども、まさに今、G 委員おっしゃったとおりで、非常にこの社会経済の変革のテンポが速いこの時期で、やはり早くアウトプットをつくっていくということを最優先の課題として考えていくべき必要があるというのが、私ども事務局の考え方でございます。

ですから、例えばワーキングは今2つしか設けないということであっても、私どもとしては、ここに掲げられた課題については、事務局としてきちっとやっていきたいと考えております。ですから、そういったものをきちっとやらせていただいて、そして6月の総合

部会にそういった中身を上げさせていただいて、そこで御議論していただいて、最終的なアウトプットとして整理をしていただく。私どもとしては、半年間でできるだけのことをやりたいという考え方で半年ということはずっと申し上げてまいりました。ですから、このところを是非お酌み取りいただきたいと考えております。

山内部会長 そういうことですし、実は、この委員会も1999年にできて、次の任期が終わると私なんか10年委員をやっていることになって、政府の規定で委員は10年以上できないんです。そうすると結構入れ代わりすることになって、恐らくそういう準備期間というのは将来的にもあるんだろうと思うんです。その意味もあって、なるべく前倒しで問題解決するというのも必要で、多分その後、申し送りみたいなことをしなければならないということもあると思うんですね。だから、最後のどたばたは今回ないということによってやっております。

そのほかに、どうぞ。

H専門委員 今の御意見に賛成です。かなり今まで問題点の洗い出しというのをやって、煮詰まっておりますし、この事務局の検討の進め方の中で、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用」ということが上がっておりますから、その辺の知見といいますか、経験といいますか、そういうものを結集して、早い段階で提言といいますか、出していくということがやはり重要なのではないかと思います。

ですから、非常に精緻にやろうと思えばいろいろいいものができると思うんですけれども、問題は、やはりいろいろな意味で組み合わせつつつながっているものでございますから、それらをここの、私も市場化テストの方の経験とかいろいろなもので、それをベースにしてやっていくというので、事務局の御提案としては、(2)のところにある調整というところも、その7月に向けてといったところでは非常に大きな意味を持っているのではないかと思いますので、今の御意見に賛成いたします。

B委員 そうしますと、具体的にどう進めるか。勿論、事務局の方も大変だと思いますし、一方でまとめなければいけない。先ほど、G専門委員から御指摘があった、最後にレポートがまとまるというようなことはやめようということ、まさにそのとおりでございます。事の重要さ、あるいは重さといいますか大変さもみんな違いますから、ワーキンググループでそのガイドラインの改定なり、あるいは新たなガイドラインなり、指針なりを検討したら、できたところからどんどん上げていけばいいんだろうと思いますね。それが一つひとつのガイドラインのワーキングである必要は全くない。

ただ、やはり性格的に違うところがありますから、プロセスとバリュー・フォー・マネーあるいはリスクというのは両方絡みますけれども、リスクそのものの検討というのはどちらかというとバリュー・フォー・マネーに近い方でございますから、そういう中で分けていって、具体的に上がったところを出していけばいいんだろうと思います。勿論、相互にどういうふうに関係があるとか、きちんと議論しなければいけませんけれども、この間出た報告にありますように、かなり相互関連というのは認識がもう深まってきているんだ

ろうと思うんですね。それを踏まえた上の検討になりますので、具体的な成果のピースごとに上がったところでやっていく。

早い話であれば、例えば3月、4月にできたものがあれば、それはそのまま7月のレポートの中に、こういうものができていますよということで生かせばいいわけだから、そういうふうにして議論を進めて、7月だけをターゲットにするということではなくて、その後も踏まえた上でどんどんでき上がったものは上げていく、こういう形の作業がよろしいのかなと思います。

山内部会長 事務的に進めるところなんかは、そういうものが恐らくありますよね。3月ぐらいにある程度のものが出ると。

事務局 1点確認なんですけど、プロセスのワーキンググループというのは、ここにありますような個別具体のプロセスごとの課題について主に検討していただくというワーキングということによろしゅうございますか。ですから、標準契約のモデル等々につきましても、そちらの方で御議論していただく。併せて要求水準書の策定指針についてもそこで御議論していただく。それから、VFMにつきましましては若干違うものでございますので、それについては別のワーキングで御議論していただく。

ただし、我々の能力の至らないところもございまして、タイミングにつきましましては、この半年間の中でうまく適切にはめ込んでやっていくと。回数につきましても、非常に恐縮でございますけれども、一定の枠の中で今申し上げたようなものを割り振っていくということによろしゅうございますでしょうか。

B委員 なかなか個々の項目を見ますと、プロセスの方に入れるべきなのか、あるいはバリュー・フォー・マネーなのか、あるいは独立させるのかといろいろな議論はあるんだろうと思いますね。ただ、大体は、どのように重複するかということを主体に分けてみて、当然、その大きな固まりでも相互に関係しますから、その中で必要があれば議論もするというところによろしいのかなと。取りあえず、だから2つとか3つとかに大きく分けた上で議論を同時並行的に進めるといいですか、そのドラフトをつくることも含めて進められたら、一番効率がよく早く進められるのかなと思います。

C委員 まずは制約の中で最適化をどう図るかということだと思います。その一方で、先ほどD委員もおっしゃられましたが、制約をちょっと逆に広げる方に考え、部分的にいろいろな専門家をお願いできるだとかというような枠がもしあれば、可能性が無ければダメですが、そういうことも御検討いただいて、できるだけ外の人の力も得ながら作業を進めていただくという形もあると思います。事務局の今の体制だけって、私としては詳細は分かりませんが、それで全部御負担いただくのは難しいのではないかと思います。そこら辺についても、これは事務的な話だと思いますけれども、御検討いただいた方がいいのではないかとはい思いました。

事務局 まさにおっしゃるとおりでございまして、やはりボリュームからいきましても、いわゆるプロセス関係をまずワーキングでやらせていただいて、そこについてある程度め

どが見えたくらいで、V F Mの方をワーキンググループでやっていくといったような形が、全く事務的な作業からいくと非常に現実的かなという感じを持っております。

山内部会長 この件についてほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、今まさに御指摘ありましたとおりの形でお進めいただければと思います。詳細な点についてまたいろいろと御相談があるかと思えますけれども、それはそれで皆さんにお諮りするような形でお願いいたします。

実はもう一つ御議論の必要なものがございまして、今、検討課題の中で補助金あるいは税制等の支援措置のイコールフットィングについてということで、随分これは長い間、現状把握もしていなかったということなので、まずはこれ、アンケートを取られるということです、これについて御説明いただきたいと思えます。

事務局 それでは、御説明させていただきます。お手元の資料の一番最後にあります参考資料7をごらんください。こちらが、「地方公共団体がP F I事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」ということで、関係各省にアンケートという形で実態把握を行うものとして作成したものの素案でございます。今、山内部会長からもございましたとおり、補助金、税制等のイコールフットィング、これは課題のうちの一つとして掲げられておりまして、また平成17年3月に実態の調査をしております、これは報告書中にもありますとおり、B T Oにつきましては90%、B O Tについては69%ということで、3年前の段階ではイコールフットィングが図られているものでございますが、その後フォローしてこなかったということもございまして、今回、まずは実態把握からさせていただきたいと考えておるものでございます。

中身につきましては、1ページをおめくりいただきますと「調査要領」がございまして。その一番上のところで、「P F I法第2条第1項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度、交付金制度。とりわけ、地方公共団体において今後P F Iによる整備が見込まれる（もしくは現在実施されている）事業分野」、これを対象として調査させていただきたいと考えております。

具体的には、その次の3枚目のところに別紙2とございまして、ここにリストを掲げてございます。これは、3年前に調査をした段階で把握したものでございまして、当然そのときから新設されたもの、あるいは廃止されたもの等ございまして、そこは関係各省に補っていただきまして調査をしていただくということになろうかと思えます。

その次、おめくりいただきますと具体的調査票のたたき台がございまして。これは、1ページ目のところで、まずその補助制度の概要を伺いまして、その次の2ページ目のところでございますが、項目の1番からいきますと、P F I手法を活用した事業を補助対象としているか、いないかについてということ。

2番目のところで、補助対象としていない場合はどういう理由かということでございます。

その次の3ページ目でございますが、3番目のところで、補助対象者及び補助対象施設

の関係についてということをお願いいたします。

4番目のところは、「BTO」と「BOT」、「BOO」それぞれについて、補助対象となっているか、なっていない場合は、その理由は何かということをお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして5ページ目の最後のところですが、従来方式あるいは「BTO」、「BOT」、「BOO」で適用要件や補助金交付時期あるいは補助額の算出方法等が異なる場合、その相違点をお書きくださいという形で書いてお願いいたします。

これは、あくまでも今の段階の事務局のたたき台でございますので、まだまだ詰めるところはあろうかと思っておりますけれども、こういった形で、まずは補助金のイコールフットィングについて、関係各省庁の御協力をいただきながら実態把握をさせていただきたいと考えておりますので、今回御紹介させていただきました。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か御質問ございますか。

事務局 これはまだ完成形ではございませんので、いろいろと皆さんからもたいていただいて、私どもも少したいて、できるだけ早く関係省庁の方へ投げたいと思っております。

山内部会長 あるいは、事業の中に携わられて、こんなことが問題だとか、こういうことがあったかということも御参考にお教えいただければ、アンケートの方もやりやすいかと思っておりますけれども。

これはあれですか、例えば、私が興味を持ったのはそういうことではなくて、これは省というか政府の中でこういうアンケートを取ると100%回収できるんですか、それとも...
...

事務局 基本的には、前回ももう100%回収させていただいております。

山内部会長 どうぞ。

D委員 これから少し改善、精査されるということなのでお願いしたいんですけども、実際に管理者がPFI事業をする場合に、この事業をやったときに補助金が出るのか出ないのかといったことが早い段階でわからないということが、逡巡する一つの理由だと思うんですね。例えば補助金を出す場合なら、どのタイミングで出すという決定をし、伝えているのか。BOT、BTOという手法の違いによっても補助金がつく、つかない、そもそもBTOであってもつかない場合の原因整理も含め、具体的に自治体が逡巡する理由はどこにあるのか、補助金に関連してどういう問題が自治体から出されているのかということを検討した上で、質問の仕方を工夫していただいたらいいのかなと思います。

A専門委員 それはあると思いますね。例えば、実際に所管省庁と議論してみると、なぜやらないのかということ、具体の案件がないからという返事がくるわけです。やるためには補助要綱を変えなければいけないし、そもそもの前提として、具体の案件に対する予

算措置を含めて、財政当局とも折衝しなければいけない。そういうものが全部あって初めて補助金はつくし、補助要綱も変えられるという次第です。では、具体の案件が今なくても、確実にありそうだからなぜ補助要綱を変え、まず制度のあり方を変えないのかということになると、クエスチョンマークで返事が来ないんですね。例えばそういうふうに、なぜ、なぜと行って、どうして実態はこうなっているのか、どうすれば本当に補助金がつくのか、制度はどうあるべきかというのを是非とも言質を取っていただくような質問の仕方が適切ではないかと思います。

事務局 まず、これは実態把握の調査でありますので、実態把握ということでアンケートは設計してもらっております。ただ、まさにおっしゃるとおりで、具体的にワーカブルなものとしてアウトプットをつくっていきたいと思いますので、D委員は、まさに公共団体の中で今御活躍ですから、D委員の方からいろいろとサジェスチョンを今後いただければ幸いかと存じます。

B委員 質問も兼ねての発言でございますが、従来から2点ばかり私もわからないことがあります。今のことと関係して言いますと、補助金として確定する場合の要件と、一方でPFIのプロセスの手順の、どの段階で、何が固まるかということが、従来と手法が違うためにちょっとイメージがわきにくいというか、よくわからないというところがあります。似たようなケースとして指定管理者制度の議会の認証みたいなものがありますけれども、やはりプロセスの違いによって、従来の補助金の要件、これも時系列的な意味で、どこで何があれば認め得るのかというところが私もう一つよくわからないので、そこのところわかるようにしてほしいなということと、もう一つは、補助割合でございますが、管理者等が直轄事業でやった場合と、同じような事業なのに民間事業者がやった場合に異なるというケースが過去にもあったように聞き及んでございますが、その違いというのは具体的にあるのか、ないのか、そこのところもよくお聞きしたいと思うんですが。

事務局 まさにそういったことを調べたいと思っております。ただ、アンケートで完全に全部網羅して聞くということは難しいかもしれませんので、場合によってはヒアリング、ないしは具体的な補助要綱をよく見させていただいて、それで少し整理をしていく話かなと思っております。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

この件は、では、また何かお気づきの点がありましたら事務局の方にお知らせいただくということにして、でも、急ぐことは急ぐんですか。

事務局 そうですね、時間の関係もございますので、できましたら、もし何かありましたら、1週間後の12日ぐらいまでに御意見いただけますと幸いです。

山内部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

まだ若干時間がありますし、ご発言のない委員がおられるので、何かありましたらフリーでディスカッションしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かありますか。特によろしいですか。

では、そのほか何か皆さん御発言があれば承ります。

よろしいですか。それでは、ありがとうございました。先ほど御審議いただいたとおり、今後、この部会、それからワーキングという形で、喫緊の課題からまず始めて、その後、要するにもう一つは、2年間という全体のスケジュールの中でそれをどう位置付けるかということ、その辺も確認をして進めていきたいと思っております。

最後、事務局の方から何かありますか。

事務局 では、今後の日程につきましてでございますけれども、まず、総合部会の方に つきましては、また、日程等々は後日、事務局の方から御連絡させていただきます。

それと、ワーキングにつきましては、今、御審議いただいたような方針に従いまして、またメンバーですとか日程調整等、改めて事務局の方から御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山内部会長 よろしゅうございますか。では、どうもありがとうございました。御熱心に御議論いただきました。これで終了させていただきます。

- 以上 -